

A 研究目的

本調査は本研究における他の数量的なデータに加えて自立援助ホーム利用者の事例研究を行うことで自立援助ホームがどのような援助を行ってきたのかを個別利用者の視点から明らかにし、要保護年長児童への自立支援の現状と課題の析出を行うことを目的としている。あわせて、要保護年長児童の社会的自立支援における支援内容、自立過程について自立援助ホームを利用した当事者の体験という視点から検証することの有有用性についても検討することを目的とした。

B 方法

1 調査方法

調査対象は自立援助ホームを利用した経験者とした。調査協力を得られた関東にある2ヶ所の自立援助ホームにて調査を実施した。調査対象は当該ホームにおいて本調査が利用者本人の現在の生活に不利益を及ぼさないこと、調査協力についての本人からの承諾が得られる可能性があること、退所後の状況が把握できていることなどを考慮して退所者を中心に合計4名を選出いただいた。選出は、男女の性別、退所後に就職、就学しホームから離れ自立した生活をしているもの、再入所体験があるもの、退所後アフターケア的な関わりが継続しているもの、結婚したものといった入所から現在に至る経緯の多様性も加味された。その後、選出された4名に対して調査実施者から研究趣旨とインタビューの内容、結果の活用について説明し、直接本人より了解を得られたことにより、本調査は4名をすべて調査対象とした。

調査方法は、対象利用者並びに自立援助ホーム入所時に関わりをもっていた自立援助ホーム職員（調査時現在も在職）それぞれに対する半構造化面接法によるインタビ

ュー、入（在）所時の関係記録の閲覧によるデータ収集を用いた。

調査実施日はA自立援助ホームでは2007年1月5日、B自立援助ホームには1月7日および8日であった。実施場所は各ホームの一室で利用者、施設長、職員それぞれに対するインタビューと記録の閲覧を行った。調査者はそれぞれのホームに2名ずつで伺い、利用児と職員は時間を別にして、3事例に対しては調査者2名同席で1事例については調査者1名でインタビューを行った。調査実施時間は利用者、職員それぞれのインタビューを約1時間半～2時間で行った。

調査者と調査対象者の関係は、A自立援助ホーム調査ともに調査者のうち1名は自立援助ホームの創設、運営に関わり、継続して職員、利用者ともに関わりがあった者である。他方の調査者はホーム訪問が初めてであり、利用者とは初対面であった。職員とは、訪問時以前に調査依頼をした機会に一度会っただけである。B自立援助ホーム調査では、調査者は職員とは以前からの知り合いで、ホームについての話を調査以前から話を聞く機会をもっていた。調査対象利用者とは調査者1名は面識があったが他方の調査者は初対面であった。

本調査では2施設、4事例という少数の調査対象となっており、結果の一般化については今後の検討課題が残るところである。しかし、本研究対象に先行研究の蓄積がほとんどないことをふまえ、今回は探索的に情報を得て実態把握に努めるという点では意義深いと考えられる。さらに、自立援助ホーム利用当事者の現在の生活状況が安定しており、調査協力自体が自立援助ホーム職員と対象となる利用（退所）者との関係や現在の生活にネガティブな影響を与えない、福祉を害さないと思われる対象に限ったことも本調査目的に照らし重要な事であ

る。とはいえ、結果的に4事例で調査、分析を行うことについては、本調査対象の特質への留意も必要であることを付言する。

2 調査内容

調査内容は利用者から①自立援助ホームに来るまでの生活、②自立援助ホームに入所してから退所までに思ったこと、転機になったこと、③現在の暮らしについて、④今後の生活についての考えをきいた。

あわせて入(在)所時に関わりを持っていた自立援助ホーム職員から、①現在の当該利用者の状況について②入所までの経緯と支援課題の設定や支援の内容、展開について、③自立支援のポイントと思われたこと(他の機関との連携、職員間のチームワークなども含めて)、④退所までのいきさつと退所後の支援状況についてきいた。

さらに、入(在)所当時の関係記録より、インタビュー内容の客観的な補足情報を得た。

3.分析の方法

本調査の分析は要保護年長児童と「社会資源」との関係に焦点を絞って明らかにするという視点から行った。ホーム入所前、入所中、入所後の自立援助ホーム利用者と社会的資源の関係、利用者の要保護状態や生活や自立に向けたプロセス上の変化に着目し、そこからそれぞれの利用者にとって自立援助ホームの援助の内容と役割を提示することとした。

分析の手順として、まず、各利用者のインタビュー、職員インタビュー、資料から確認した内容をそれぞれ逐語記録として起こした。その後、調査者(インタビュアー)によって事例ごとに分析枠組みに沿って内容の分析を行った。さらに、調査者が行った分析について本研究メンバー全員で討議し、再度分析内容を吟味したものを本調査

結果とした。

なお、本枠分析の枠組みは「東京女性財団1993年度助成事業『非婚出産女性の自立条件に関する研究』代表庄司洋子」及び「厚生省心身障害研究『リプロダクツヘルスに関する研究(思春期における性行動の研究)』(平成3～5年分担研究者堀口雅子)」、とハヴィーガースト等の社会発達理論の枠組みを参考に作成した。

C 結果

聞き取りや資料閲覧の結果を事例ごとに分析した結果を示す。利用者インタビューを主軸に据え、職員インタビューや資料閲覧などによって補足的な内容確認を行った結果得られたデータを分析した。

以下、1.各事例の分析結果(1)事例の概要、(2)社会資源との関係、(3)援助上注視されたこと(ターニングポイント)とホームの果たした役割、2.事例検討より明らかになった要保護年長児童の自立の課題と自立援助ホームが担っていた役割について示す。

1.(1)事例の概要は利用者に対するインタビュー記録から抽出した内容を示している。(2)、(3)、2はインタビューの記録を分析した結果を記述したものである。

1. 各事例の分析結果

事例1

(1) 事例の概要

利用時年齢16歳。男性。入所前は中学卒業して1年専門学校に行き、その後父死亡により半年くらい1人暮らしをした。その後、別居していた年の離れた異母きょうだいか保護願書が提出され「母親行方不明父親死亡による要保護児童」としてAホー

ムに入所した。

本利用者は専門学校卒業後、資格取得を生かした職業に一度就職しているが、職場から離職を促され、本人が応じた形でその仕事をやめている。父親死亡後、未成年で保護者不在のため、児童相談所経由で一時保護委託となった。一時保護委託中の5ヶ月弱、仕事が決まるまで時間がかかった。入所によって、本児の抱える自立に対するリスク要因（識字能力・生活体験不足等）が次第に明らかになった。自立に向けた入所期間は2年間にわたった。本児も、「出たくない、ここにいたい」という思いが強く、保護の必要性が高い事例であった。現在は、Aホームの近くにアパート設定し、アフターケアを活用しながら生活している。

(2) 社会資源（利用）の関係

文末表1参照

(3) 本児の発達援助課題とホームの果たした役割

発達、援助上で注視されたこと

- ① 幼少期からの発達過程の中で要養護状態であった時期や福祉施設・機関との関わりがあったことを推測できる部分的情報はあがるが、本児の記憶が無い、あるいは曖昧であり、その時点であったが、幼少期から抱えている援助課題はどのようにフォローされてきたのかが明確ではない。
- ② 生活経験の不足（年齢で期待される社会的行動の習得等を含む）が原因と推測されるトラブルを経験している。
- ③ 生育歴、稼働の可能性等に不明確な部分があるままで入所に至り、当ホームにおける援助が始まっている。
- ④ ホームで生活、就職支援をする中で本児の具体的な支援課題が明らかになっていった。

ホームの果たした役割

- ① 入所初期の段階で本児が働き始めるまでの期間、生活（住・食）を保障した。
- ② 本児が退所する見通しと自信ができるまで入所期間を保障した。
- ③ 生活、職業継続に関わる具体的な技能や資格取得に必要な具体的なサポートを職員から得られた。
- ④ 退所後も引き続き人間関係の継続や相談をできる体制で職員が関わりを持ち、かつ、ホームでも来訪を積極的に受け入れている。

事例2

(1) 事例の概要

本利用者は16歳のときに第1回目の入所、18歳のとき一時退所してアパートで生活を営んだが、生活破綻により19歳時2度目の入所となり現在に至る。男性。

入所前、15歳くらいから家出を繰り返しており、16歳時に、親にかわって養護をおこなっていた年の離れたきょうだいからこれ以上面倒をみきれないという保護依頼があった。きょうだいの家族の負担を考えて本利用者の世話ができないという事情だった。児童相談所の紹介ケースである。きょうだいのもとで暮らし始めてから家族員が世話を出来ない家族状況の変化（家族員の妊娠）という事情もおこった。児童相談所（ベテランワーカーが対応）は、本利用者の訴えを受け、きょうだいのもとに居たくないという表明があったことから本ホームへの入所依頼へとつなげた。

Aホームへは、本利用者が入所する方向できょうだいと児童相談所ワーカーとともに見学を目的として来所した。この訪問時に、本利用者は入所契約書を渡されて帰宅している。その後、きょうだいから本ホームに連絡が入れられ、数日後に本人入所と

なった。

第1回目の退所は入所から二年弱たった時期であった。最初の入所では2年近く同じ職場で働くことができたので、アパートを設定して退所した。退所以後1年2ヶ月は、一応アパート設定して自立生活を営んでいたが、次第に生活が破綻し、再入所となった。再入所は19歳~21歳までである。再入所に至る経緯の中で、住居の家賃滞納があり、まずは本ホーム長が滞納分の支払いを負い、本人がホームに再入所し、生活を立て直しホーム長に対してそれらの完済をめざすことになった。再入所中に定時制高校入学、就学は継続し、卒業の後退所予定で、インタビュー時は在所中であった。

(2) 社会資源（利用）の関係

文末表2 参照

(3) 本児の発達援助課題とホームの果たした役割

発達、援助で注視されたこと

生活状況は激変を体験してきたことは推測できるが、15歳を過ぎるまで社会的養護サービスを利用していないのでそれまでの生活状況が定かではない。

本利用者はインタビュー時に入所以前の家族の状況等「話したくない」と言っていた。

インタビューで話を聞いた範囲では

- ①本児の意志に関わらず、きょうだいから拒否され生活の場を決められた不安全感
- ②これまで経験したことがないにもかかわらず就労をしなければならなくなった不安全感
- ③これまでの生育歴における対人関係不全
- ④ホームに入所後通学によって学力面での獲得
- ⑤入所後の対人関係トラブルや仕事継続の困難等の経験

⑥自分自身の体のケアが必要であったが、本人にその自覚やケアを実施した経験がなかった。

以上、6点があったことがうかがえた。

ホームの果たした役割

本利用者にとってここしか生活する場が自分にとってはないという他の選択肢の無さを抱えて入所に至っている。

本ホームは本利用者にとって職員の関わりを軸に入所児と通学や就労先の関係者との対人関係を体験し、失敗をしつつも学習をする場となっていた。本事例では定時制高校の就学を保障することで本児の成人期の発達課題達成の保障を行ったことが自立支援として大きな役割を果たしていた。

さらに、本ホーム職員の社会資源を使って退所後の住居を獲得できた。かつ、後に抱えたその住居に関わるトラブルも職員自身が間にはいることで本児が生活を持ち直し、再入所の決断と生活の維持につながっていった。

また、身体的な治療の必要性に対しても専門家に依頼し、治療が受けられる状況にホーム職員の支援を通してなった。

二度目の退所に際して、ホームへの再入所を経験した経緯から住居、就労の確保を確実にする設定につながったことによって本ホームでの生活や職員から支援をうけてきた経験が生かされた。

事例3

(1) 事例の概要

本利用者は施設利用時16歳。女性。家族状況は両親健在、きょうだいがいる家庭であった。きょうだいに疾病があったために、本利用者自身にも治療必要な疾病があったが、きょうだいに親がかかりきりになる状況の中で本利用者は育っている。思春期になり親と衝突することが

繰り返されていた。高校中退後家出を繰り返し、「彼氏」（同年代）家族からの勧めで一時保護される。一時保護中の話し合いの中で、親からの養育拒否と本利用者自身が家庭に帰ることを拒否したために自立援助ホーム入所となる。入所から3ヶ月弱たったときに、一度退所したが、1ヵ月ほどで再入所となる。本利用者の入所期間中は職場を転々とし、就労は継続できていなかった。18歳を過ぎてから措置委託解除となっている。再入所から1年半以上経過し、20歳まえにして自立を目指し、退所予定であったが、直前に体調不良から働けないまま「家庭復帰」という名目で知人宅（詳細不明）に退所となった。退所後の生活のめどは立っていない状況であった。本児はまだ本ホームにいたいと思っはいたが、これ以上いられないという思いがあり、知人を頼って「何とかなる」、また、「家には帰りたくない」と退所に至った。退所後はふらりときて話をしていく。就職は安定しておらず、生活も安定していないこともうかがえていたが、結婚したとホームに連絡が入っている。

(2) 社会資源（利用）の関係

文末表3 参照

(3) 本児の発達援助課題とホームの果たした役割

発達、援助上で注視されたこと

実母との折り合いが悪く、父からの具体的な支援も得られていない。野宿や友人宅を泊まり歩く生活を入所前にしている。親との衝突（心理的虐待が疑われる）、養育拒否という状況があった。一方で、親の存在があるがゆえに入所前の野宿、家出、知人宅への退所等、住居が安定しない状況であるにもかかわらず、公的な制度による援助

に結びついていない。また、18歳になると委託解除になったことから公的支援を受けずに、自己責任で生活していかなければならない状況におかれた。また、青年期の性的発達にかかわるサポートがえられてきていないことがうかがえた。

ホームの果たした役割

入所前にはなかった生活の場がホーム入所によって確保された。その中で①人間関係形成の支援②就職先、就労意欲のサポート③疾病の治療への支援が行われてきた。また、退所後も継続的に関係を保っていて、親以外ではあるが、大人として関わり、本児に対して役割を取る存在が得られている。

事例4

(1) 事例の概要

本利用者入所時の年齢は16歳。男性。

本ホーム入所前の経験として児童養護施設に幼児期にきょうだいとともに入所していた。本児が小学生のとき、母がきょうだいだけを退所させる。中学生の時、性的な問題を起こし、他の児童養護施設に措置変更。その後、職業訓練校を中退し、施設を出る。退所後、シンナーに手を出し、行き場もないといった状況で警察に保護。児童相談所を經由し16歳の時、本ホームを利用に至る。ホームでは10ヶ月過ごし退所することとなる。途中、再度、警察に関わる事態となるが、そのときに本ホーム職員が本児に暴力的にならずに関わりを持ち、話をしたことが本児にとっての転機となり、その後のホームでの生活や退所につながっている。現在年齢は24歳。

(2) 社会資源（利用）の関係

文末表4 参照

(3) 本児の発達援助課題とホームの果たした役割

発達、援助上で注視されたこと

入所以前の生活体験の中で、親や関わってきた年上の子どもや大人に対してのイメージができあがっていた。特に、援助職員や年上の子ども達から力をふるわれること、自由への制限がなされていたことに対して批判的な強い感情を持ったまま本ホームへの入所へいたっている。

- ①児童福祉施設在所について親がきょうだいと違う扱いとしている(きょうだいは親元へ退所)ことから低い自己評価を抱えている。
- ②中学時に性的なトラブルを起こしていた
- ③児童福祉施設からは住み込みの就労先に退所し、その後「寮」での生活から飛び出している。
- ④シンナーとのかかわりから警察への通報になる。警察では本児から児相への対応につなげた。
- ⑥本ホームの職員がそれまでの大人の対応と違うという認識を本児が持っている
- ⑦本ホーム退所後、就職、就学へと結びついている。
- ⑧本児には、言語性の高さが感じられる。インタビューの意図を読み取り、それに適切に答える力がある。
- ⑨「このままじゃ、俺は駄目になる」と16歳の時点で自ら認識できている。
- ⑩人への親しみやすさ、年齢の高い人からかわいがられる「人懐っこい」部分を感じる。こうした部分があるからこそ、対人関係を構築する際、孤立を生まない、ネットワークの構築につながっているのではないかと考えられる。

ホームの果たした役割

それまでの施設職員との関係と全く違う力によらない対応によって本ホーム職員と

の関わりをもつことができた。本ホームでの生活がこれまで体験した「施設」と違う印象であることが本児から語られている。暴力や制限でコントロールされない人間関係と生活スキルを獲得する機会を職員とともに経験することなどもあり、本児にとって本ホームでの生活が、暴力によらずに人と関わり、自分のためを考えられる環境となったことがうかがえる。

さらに、「失敗」を繰り返しても受け止め、帰ってくることを提示し続ける職員の姿勢に本児はそれ以降自分の行動をより適応的に修正している。

また、本児が未成年であるために保証人としての役割をホーム長がとってくれたことなどから、退所後、本児はホーム長の行動に感嘆していた事が表明された。

本事例からは、居場所のない児童にとっての居場所が、自立援助ホームとして単に空間が用意されるだけでなく、そこに受け容れてくれている職員がおり、そのことによって自分の目標「1人で生活する」に向かえる行動を獲得していくプロセスを獲得できた場であったことがうかがえる。

2.要保護年長児童の自立の課題と自立援助ホームが担っていた役割

4事例から得られた知見を以下列記する。

- 1)事例にみられた自立援助ホーム利用者(以下「利用者」)は、保護者もしくはそれに代わる親族のもとで私的養護の環境を失うか、あるいはそれが非常に弱く要保護性が高いことが推察される。
- 2)利用者は、入所以前に各種の社会資源(教育・保健医療・就労の場)へのアクセスを断ち切れ、または孤立した環境から入所している(「底つき体験」=そこしか行く場所がない)。
- 3)自立援助ホームは、彼らの「底つき体験」

からの回復を図るために「待ちの時間」を提供している。（「自分の居場所」の提供）

- 4) 利用者は自立援助ホームの支援で、入所に断ち切られた各種社会資源へのアクセスを回復していく（自立援助ホームは各種社会資源と利用者を結びつける役割を果たす）
- 5) 当該自立援助ホームは、社会資源側から「保証人」としての役割を期待されていた。
- 6) 当該自立援助ホームは、利用者の個別のニーズに対応したサービスを提供している。

D 考察

本事例検討は、利用者自身にとって自立への経緯の中で自立援助ホームあるいはその職員がどのような関わりを持ったか検証し、そこから自立援助ホームの援助課題の析出を行うものであった。

結果から、次の「要保護年長児童の援助課題と自立援助ホームに期待される役割」、「当事者視点（当事者インタビュー）から提示される課題の意義」の2点について考察した。

○事例検討からみられた要保護年長児童の援助課題と自立援助ホームに期待される役割

・「安心して寝起きできる居場所」としての自立援助ホーム

本調査への協力者は、入所が決定する時点で「今のままでは生活できない」という状況にあり、提示された「自立援助ホーム」に対して「他に行き場所の無さ」を感じていたことを述べている。

自立援助ホームとの関係はこの状況からスタートしており、必ずしも彼らが個別の「自立援助ホーム」を選んで入所している経緯があるわけではなかった。

インタビューからは、利用者がホーム利用の説明や内容の提示を受けたとき、入所契約等の書類を書かざるを得ない状況にあるというのが本人の認識としてあり、書類の内容など冷静に明確に判断、決断する機会では必ずしもなかったことが述べられている。さらに、自分なりの自立援助ホームのイメージではそれ以前に持ったネガティブな施設イメージを思い浮かべているにもかかわらず、「行くしかない」という類の決断をしていた発言もみられた。

この時点では利用者にとって物理的な「安心して寝起きすることのできる居場所」がまずは確保されるということが最優先のニーズとなっている。要養護性の最たるものであろう。彼らは入所当時児童福祉法の対象である18歳未満の児童であった。年齢的には養護を保障されるものの中に位置するはずであるが、義務教育終了後で在学者ではない彼らに対しては自立援助ホームの入所が検討される時点で「安心して寝起きできる居場所」の選択肢の一つとして児童養護施設が提示されることはなかった。

しかし、事例からはたとえ「自立支援」事業が彼らの援助ニーズに適合していると考えられるとしても、当事者としてはまず解決が優先される問題は生活の基盤となる「安心して寝起きすることのできる居場所」の確保であったということは自立援助ホームの役割として消しがたいものであることをうかがわせる。

あわせて、自ら『「今のままでは」ない生活の場』を求める意識を自ら持ったことも注目すべき事と考えられる。その思いがあって自立援助ホームという「安心して寝起きすることのできる場」が提供されたこと

は即座に「就労自立」の展開に発展が可能になるものでは無かったが、「猶予期間」を過ごせる場を得る事ができて、結果的に現状の生活の改善を図るきっかけを利用者自ら掴んだ経験になったと評価することもできる。

・「社会資源（ソーシャルネットワーク）へのアクセスを支援する」自立援助ホーム職員

発達プロセスの中で援助課題を抱えてきた利用者や家族親族など他者からの支援から孤立している利用者が自立援助ホーム利用をきっかけにそれまでになかった社会資源にアクセスするきっかけとなっていたことが報告されている。本研究で先に行った「自立援助ホーム利用者調査」（本研究2006年度報告書 松本報告）からは家族親族がいる場合にも、高齢児童にとって必要な支援を期待できない実態が明らかになっている。実質的には家族親族による養護を得られていなくても家族と同居していることになっていけば、公的な支援が本人に直接及んでいることがなく、必要な社会資源へのアクセスや就学就労の支援や自立生活への支援を得る機会をもてない可能性があることが考えられる。

そして、自立援助ホームを利用するに至り、利用者は職員を通して生活スキルや就労、就学へのサポートを得ている。さらに、特別な心身のケアが必要な状況に応じて専門機関や専門家、ケアを受けるために必要な社会制度へのアクセスを職員がとっている。職員を媒介にして社会資源、ソーシャルネットワークをソーシャルサポートネットワークとして活用を、利用者はまずは自立援助ホームに入所し、生活している期間中に体験、習得し、退所後の自立生活においては本人が直接アクセスできる基盤をつ

くることになっていたと評価できよう。特に、そのなかで職員が個々の利用者にとって必要な援助が何であるかということについて、入所時点ではほとんど情報が無いというところから、生活の中で個々のニーズをみてとり、適宜、ニーズへの対応に関わるソーシャルワークを行っていると見て取れる。

・「これまでの経験にない大人との出会い」と関係形成、関係継続の経験

本調査の事例のなかで自立援助ホーム入所前の親もしくはそれにかわる保護者となるべく大人との関係について養育拒否、虐待的關係、力による統制や支配など利用者にとって適切ではない関係を経験してきたことがうかがえる内容があった。そして、かつての施設生活体験や対人体験から自立援助ホームは1つの施設として理解され、そこは職員から自由を統制される場であるというイメージを入所初日まで抱いていた（事例1、事例2、事例4）。

しかし、自立援助ホームで「統制」することが役割である職員との出会いはなく、入所前に描いていたものと違う大人との関係形成となった。

事例1、事例2、事例4では利用者は日常生活の中で自分に対しての働きかけをし、自分に関わる「行動」を起こしてくれ、かつ「猶予期間を持ち」、また、「失敗」を「受け容れる」存在があることを体験の中で「感じる」機会を持っていた。さらに、利用者は自分の行動に寄り添って「行動」する職員は力による統制を媒介にしない「養護（保護）者」の役割を体現する人として身近な存在として感じているようであった。その関係により他者と関係形成し、継続した関係を保てることを体験し、自分からもホームの利用者仲間や就学、就労先

の対人関係を広げていたことがうかがえた。

以上の点を概観すると、本調査事例では、自立援助ホームは、自立に関わる社会資源が十分に活用されておらず、孤立した状況にあった要保護年長児童に対して、まずは「安心して寝起きできる居場所」という生活にとって不可欠な「場」であり、職員から「自立支援」、すなわちソーシャルサポートネットワークへのアクセス支援の場となっていたとみられる。また、職員との「これまでの経験にない大人との出会い」によって力による統制によらない援助関係形成が行われ、その関係を通し、これまで未獲得であった発達上の課題、生活スキル、社会生活活動に必要な対人スキルをも習得できていく経緯がみられた。さらに、自分の将来のことや、自分自身で心身の状態に配慮し、ケアすること、他者との関係を持ち他者に対しての配慮やサポート、自らの役割に目を向けるようになった過程は、まさに自立援助ホームにおいて職員との関わりの中で利用者に対してのエンパワメントが行われていたと捉えることができるのではないかと考えられた。

事例からみられる自立援助ホームは要保護高齢児童の当事者にとっては、「自立」に向けたプロセスを安心して過ごせる「場」の提供であるだけでなく、在所期間に自立を阻害する要因となりそうな、これまで抱えてきたあるいは、自他それぞれに意識されてこなかった課題が明らかにある期間を過ごす「個別的な必要に応じた援助の展開が期待される場」となっているといえよう。

利用者が必要とする「自立支援」の内容は多様にあり、職員が期待される役割は大きい。よって、児童福祉法上に「児童福祉施設」である「児童養護施設」と比較して

「児童自立生活援助事業」が実施される「共同生活を営むべき住居」（「児童自立生活援助事業の実施について」（平成一〇年四月二二日）（児発第三四四号）（各都道府県知事、指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知））としてある「自立援助ホーム」は事業内容や実施にあたっての留意事項が示している内容からいっても期待されている援助内容が「児童養護施設」における援助と比較して歴然とした容易さがあるとは考えにくい。また、利用者の自己負担で十分まかなえる人的配置、労力で余裕を持った運営をできる援助体制でよいといえる事業ではないと考えられる。今後、自立援助ホームの役割や職員の援助内容をより具体的に提示できるよう利用者ニーズや援助実態の検証をしていくことがさらに求められると考えられた。

○当事者視点（当事者インタビュー）から提示される課題の意義

本調査にご協力いただいた利用者はそれぞれに「自立援助ホーム」での生活が必要となった要保護状況が明確にあった。利用者それぞれがそれまでに格闘してきた事の経緯や、乗り越えてきたことが豊かに語られ、その存在を知ることができた。さらに、入所当初から「自立援助ホーム」において職員から得る必要のある援助内容が明確になっていたわけでは無かったこともわかった。インタビューで語られていた中では入所前にはホームにおいて何が援助されるか、利用者本人に明確にイメージできておらず、また、職員にとっても生活上に必要な援助内容が明確な資料等が整っていないなかで入所手続きに至っていた。ホームでの生活、

職員との関わりができる中で様々なことが展開され、問題を乗り越え、自立生活に至るまで経緯も一様ではなかった。しかし、内容はそれぞれに違っていたが個々の利用者が資源を自分なりに使い、力を発揮していたことは4名それぞれにみられた。

上述の「児童自立生活援助事業の実施について」では「事業内容」として以下が記されている。

この事業は、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする

- ① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
- ② 健康管理、金銭の管理、余暇の活用、食事等日常生活についての援助・指導
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導
- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ その他必要な援助及び生活指導

これらの援助は、児童のこれまでの個々の生活状況、心身の状態など利用者本人の個別的理解を加味して行うことが求められる。特に利用者理解から援助が始められることは社会福祉援助の基本であるにもかかわらず、自立援助ホームはまだ法的に位置づけられた児童福祉事業としての歴史が浅

く、利用者理解の蓄積がほとんどない状況である。

今後、自立援助ホームにおけるより必要に応じた援助展開を望んでいくときに、要保護児童の援助ニーズが明らかにすることにおいて、当事者の入所前、入所中の生活体験の語りから得られるものは多いと期待される場所である。

E 結論

本事例検討結果から利用者にとっての「自立援助ホーム」は入所時の状況において他に代わりが期待できない、どうしても必要な「生活の場」として認識されていた。そして、個々の利用者が自立に向けて奮闘するプロセスをそれぞれの必要に応じて支える援助者が存在していた。そこで出会った職員との関わりを通して、利用者は活用できていなかった、もしくは欠けていた社会資源への関わりを提供されていた。援助者の支援内容は多岐にわたっていたが、援助者の存在、関わりは利用者それぞれにとって自分の自立へ向かう転機に大きな影響を及ぼしていたことが共通に語られていた。

本調査では要保護年長児童に対して自立援助ホームならびにホーム職員による自立支援機能が果たされたと考えられる状況が提示された。本結果を受けて、ここに示された「自立支援機能を発揮できる自立援助ホーム」の要素を支え、強化できる基盤が自立援助ホームに確保されることが望まれる。

また、本結果は本調査事例の固有性や調査対象の抽出方法に関わる制約から自立援助ホーム一般についての理論を導き出しているとは言い難い。今後の研究課題として引き続き自立援助ホームの利用者自身からより多く情報を得る作業をすすめることが

必要と思われる。特に、自立支援の機能が十分には発揮されなかったと思われる事例も含めて対象を検討する必要があるだろう。

本調査は自立援助ホーム利用経験者、職員の方々の多大なるご協力があって成り立っている。多くの時間と労力をご提供いただきましたこと深く感謝申し上げます。

引用参考文献

平成5年度厚生省心身障害研究

「REPRODUCTIVE HEALTH に関する研究」堀口班黒島グループ報告資料「思春期における性行動に関する研究」妊娠した場合の医学的社会的支援策：若年出産者が抱える諸問題を解決するために（1994年2月）
p639-702

財団法人東京女性財団 平成5年度助成事業「非婚出産女性の自立条件に関する研究-社会的援助過程との関連を中心に」（研究代表者 庄司洋子）報告書（1994年）

大嶋恭二編著（1997）児童福祉ニーズの把握・充足の視点-要養護高齢女子児童の自立援助の課題」多賀出版

表1 事例1の社会資源利用状況

	入所前	入所直前	入所後	退所後
保護者の状況（存否）	母行方不明、 父子家庭、	母行方不明 父死亡、後、 異母きょうだい 初対面	母行方不明 異母きょうだい、 父方親族交流	母行方不明 異母きょうだい、 父方親族と 交流あり
社会的養護資源の 活用状況	幼少時児童養護 施設入所経験有 詳細不明	異母きょうだい、 児童相談所 へ入所相談	児童相談所の一時 保護委託で自立 援助ホーム入 所	自立援助ホーム のアフターケア
住居保障	民間アパート (父名義)	民間アパート (父名義)	自立援助ホーム 入居	民間アパート (本人名義、異 母きょうだい保 証人)
就労保障	無	無職	倉庫管理業に就 職（保証人ホーム 長）	継続、特殊自動 車操作資格取得 (昇給)
医療・保健保障	無	無	一時保護委託に よる医療保障、 就職後国民健康 保険加入	国民健康保険加 入継続
ソーシャルスキル トレーニング等	不明	不明	就職活動支援 (交通機関の利 用法、書類作成 支援等) 金銭管 理指導（口座の 開設、管理等)	病気入院時の付 き添い

表 2-1 事例 2 の社会資源利用状況 (初回)

	入所前	入所直前	入所後	退所後
保護者の状況 (存否)	母不明、父子家庭、きょうだいとの関係不明	母不明 父死亡 長兄一家と同居	きょうだい関係 双方が拒否	きょうだい関係 双方が拒否
社会的養護資源の活用状況	不明	年長きょうだいが児童相談所へ相談	児童相談所の措置委託で自立援助ホーム入所 (1回目)	自立援助ホームのアフターケア
住居保障	民間アパート (父名義)	年長きょうだ宅へ同居	自立援助ホーム入居	民間アパート (ホーム長名義) 設定するが、家賃滞納で撤去、ホーム長に知人のアパート設定も破綻する
就労保障	学生	無職	スーパーマーケットへ見習い就職 保証人ホーム長	遅刻、欠勤が続 き、失職、転職を繰り返す
医療・保健保障	無し	無し	一時保護委託による医療保障、就職後国民健康保険加入	失職、転職により保険未加入
学校教育保障	義務教育終了	高校中退	定時制高校入学部活動入部 (クラス担任と顧問が同一)	定時制高校継続担任が目くばる (担任とホームが連絡を取り合う)

緑字⇒社会的養護サービスの利用がない時期

表 2-2 事例 2 の社会資源利用状況 (2 回目)

	入所前	入所直前	入所後	退所後
保護者の状況 (存否)	きょうだい関係 双方が拒否	きょうだい関係 双方が拒否	きょうだい関係 双方が拒否	きょうだい関係 双方が拒否
社会的養護資源の 活用状況	自立援助ホーム のアフターケア 有り	ホームと高校教 員のケアあり	本人との個人契 約でホーム入所 (2 回目)	自立援助ホーム のアフターケア (予定)
住居保障	<u>民間アパート</u> (ホーム長名 義)、家賃滞納で 追い出される	ホーム長知人の アパート (ステ ップハウス)	自立援助ホーム 入居	職場職員宿舍 (予定)
就労保障	<u>転職を繰り返す</u>	<u>無職</u>	スーパーマーケ ットへパート就 労 保証人ホーム長	正社員予定 (見 習い期間あり)
医療・保健保障	<u>国民健康保険加 入後保険料未払</u>	<u>未加入</u>	国民健康保険加 入	職場の社会保険 加入 (予定)
学校教育保障	定時制高校継続	定時制高校継続	定時制高校卒業 予定 部活動主将、県 大会出場	高校卒業資格取 得 (予定)
人間関係調整	無し	無し	マッサージの導 入 (心身マッサ ージ療法)	

下線部分⇒失敗させて学ばせる支援

表3 事例3の社会資源利用状況

	入所前	入所直前	入所後	退所後
私的養護の環境 保護者の状況（存否）	実父母、弟。ただし、実母との関係悪く、実父にその調整力無	実父母養育拒否	父親と個別に交渉持つが、母との関係改善無し	実母受け入れ拒否、父が個別にサポート、
社会的養護資源の活用状況	無し	児童相談所一時保護所	児童相談所の措置委託で自立援助ホーム入所 (18歳まで)	本人から一方的に連絡がある
生存権保障のための資源の有無				
住居	実家	野宿や友人宅を泊まり歩く	自立援助ホーム 入居	知人（詳細不明、年長の男性らしい）宅
就労	高校中退後無職	無職	仕事を転転とする	スナック勤務
医療・保健	アトピー治療その他の疾病、親の保険により治療	アトピー治療その他の疾病あるも、家出により未治療	一時保護委託による医療保障、 実父からの援助 ただし委託解除後無保険	保険未加入 詳細不明
学校教育	高校在学	高校中退	保障無し	無し
対人関係形成・ネット ワーク形成	母親からの精神的虐待 高校生活不適應	実父母からの養育拒否 性的問題行動	自己肯定観の向上、異性との問題	不明

表4 事例4の社会資源利用状況

	入所前	入所直前	入所後	退所後
私的養護の環境 保護者の状況（存否）	父不明 母は上のきょう だいで連れて 不在となる	父母不明	母と再会	母と距離を置く
社会的養護資源の 活用状況	3歳から16歳ま で児童養護施設 入所経験有	児童相談所	自立援助ホーム	自立援助ホーム のアフターケア
生存権保障のため の資源の有無				
住居	無	無	自立援助ホーム	民間アパート
医療・保健	無	無	国保	国保
ソーシャルスキル トレーニング	不明	不明	就職活動支援 （交通機関の利 用法、書類作成 支援等）金銭管 理指導（口座の 開設、管理等）	通信制高校入学 の支援
就労	無	無職	就職	契約社員

要保護年長児童の社会的自立支援に関する研究 ～自立援助ホームの運営と職員の意識～

分担研究員 村井 美紀（東京国際大学）

● 研究要旨

本研究は、要保護年長児童の自立支援について、主に「自立援助ホーム」における援助内容、援助方法に視点をあて、研究することを目的にしている。しかし、「自立援助ホーム」は長い間無認可事業として展開され、1997年に児童福祉法に法内事業として位置づけられてからも、自立援助ホームの概要は明らかになっていない。そこで平成16年度は、自立援助ホームの実態を把握することを目的に、全国の訪問ヒヤリング調査を行った。この結果、①全国の自立援助ホームは平成16年度29箇所存在していること、②運営主体は社会福祉法人、NPO法人、任意団体と多様であること、③財源は、国基準の補助金の他、各自治体の上乗せ分や運営主体毎の資金調達努力によって、差が生じていること、④その差は、建物や人件費に影響していること、⑤関係者の多くは、公的資金の増額を望んでいること、⑥しかし、多くの資金を必要とする理由と、制度的に第二種事業としての位置づけとのズレがあることが分かった。今後、このような課題を抱えながら行われている自立支援の内容を分析していくことが、本研究の目的であり、その際にこのような実態をあきらかにしたことで、分析の視点を明確にできたことが、今年度の研究成果である。

● 研究協力者（50音順）

安藤 真知子 和光大学大学院
小田 東雄 元東京都職員
佐々木みちる 北海道子どもの虐待防止協会
高橋 由美子 同仁学院子ども家庭支援センター「シャローム」
戸川 安俊 自立援助ホーム「ベアーズホーム」
長谷 あゆみ 北海道子どもの虐待防止協会
長谷川 洋昭 日本社会事業大学大学院
前川 礼彦 青少年福祉センター新宿寮
松本 伊智朗 札幌学院大学
元良 美佐子 東村山市保険福祉部
山田 勝美 長崎純心大学

A 研究目的

全国の自立援助ホームの実態を把握しようとした時、既存のデータではいまだ全体像が明らかになっていなかった。そこで、本研究は全国の自立援助ホームの運営実態と職員の経歴、意識について明らかにし、来年度に予定する援助内容、援助方法を検討するための基礎データを収集することを目的にしている。本研究では、自立援助ホームにおける要保護年長児童の自立を支援するための援助内容や援助方法を検討することが本来の目的である。しかし、自立援助ホームは長年、無認可の事業として有志によって遂行されてきた事業であり、そこには先達による多くの経験の蓄積がなされていると予測されるが、それを規定する下部構造である事業体は、おそらく一様ではないであろう。そこで、その事業体の実態や、実際の職員の働き方、意識を踏まえたうえで次年度の研究を進めるための基礎データを収集することが、本年度の研究目的である。

B 研究方法

各自立援助ホームの運営の実態を把握するために、全国の自立援助ホームを対象に、調査員が訪問してヒヤリング調査を行った。

自立援助ホームの起源をたどると、1953年に設立された「神奈川県立霞台青年寮」にたどり着く。しかし、ここはすでに1979年に閉鎖されており、今回の調査対象からは除外した。⁽¹⁾これ以降の自立援助ホームについて調査を始めるにあたって、初めに、全国の自立援助ホーム数を確定する作業を行った。

自立援助ホームの名簿は、全国児童養護施設協議会の会員名簿に「平成11・12年度版」から掲載されている。それによると平成11・12年度版、平成13・14年度版では全国で20箇所、平成15・16年度版では22

箇所の自立援助ホームが掲載されている。さらに、「第52回全国児童養護施設長研究協議会資料」によると、平成16年6月30日現在で自立援助ホームは28箇所となっていた。しかし、その名簿にはすでに閉鎖された自立援助ホームが含まれており、さらに平成16年度中に開設された自立援助ホームが含まれておらず、入手した名簿のどれもが不十分な名簿であることが判明した。

そこで、「全国自立援助ホーム連絡協議会」の事務局に問い合わせ、事務局が把握している名簿と照らし合わせながら、平成16年度に実際に活動している自立援助ホームを確定した。あわせて各自立援助ホームへ「調査の御願い」を郵送し、その応答で現在活動している自立援助ホームを確定していった。それと同時に16年度中に開設した自立援助ホームに関しては、関係者への問い合わせを行い、これらのすべてを照合して調査対象とする自立援助ホームを把握することができた。(表1参照)

その結果は、これまでに全国で32箇所の自立援助ホームが存在したことが明らかになった。また、そのうちすでに3箇所の自立援助ホームが閉鎖しており、今回調査対象となる自立援助ホームは「29箇所」と確定した。

C 調査結果の概要

1. 自立援助ホームの設立時期

今回把握できた自立援助ホーム32箇所を、設立年代順に並べたものが、表1である。年代順にこれを読み取っていけば、1958年から1970年代までに設立された自立援助ホームは、青少年福祉センター、青少年と共に歩む会の2法人が設立した4ホームだけで、これらのホームはいずれも東京に集中している。これらの自立援助ホームは、

15歳で施設を出なければいけなかった児童養護施設出身者のための「居場所」を提供するために、まったくのボランティア精神で設立されたことが、数々の出版物から読み取れる。また、公的な資金援助はなく、運営自体もまったくのボランティア活動によるもので、場所も東京都だけに限られていた。この時期は、自立援助ホームによる青少年の自立支援の「さきがけ期」と位置づけられるだろう。

その後、1980年代から、児童福祉法に第二種社会福祉事業として位置づけられる前までの時期の自立援助ホーム設立動向をみると、数的な拡大とともに地域的な拡大が見られることが特徴である。この時期には、先に開設されていた4ホームも合わせて、19箇所の自立援助ホームが開設されている。

地域的には、東京都であらたに4箇所開設されている。そのうち、青少年と共に歩む会で3箇所目を開設しているが、あらたに三法人が設立・運営に参加し、あわせて8箇所となっている。しかし、それ以外の9府県で11箇所の自立援助ホームの設立が相次いだことがこの時期の特徴である。また、この時期に開設された自立援助ホームのうち3箇所が、運営期間には差があるものの閉鎖してしまっていることも注目される。

1997年以降、自立援助ホームの設立はさらに数的にも地域的にも増加していった。2004年までの8年間で13箇所の自立援助ホームが開設されており、それまでが15年間で15箇所の開設数であることと比較すると、2倍弱のスピードで開設がすすめられていることが分かる。そして、その動向はさらに加速しながら現在も引き続けている。

この「加速」はおそらく、1997年の児童福祉法改正で法内施設として位置づけられ、助成金支給の対象になったことが大きく弾

みになっているのであろう。さらに、2000年以降に、全国自立援助ホーム連絡協議会が、「都道府県に1箇所の自立援助ホームを！」というキャンペーンを展開したことに応えての結果ともいえる。

自立援助ホームの増加は、単に数的な拡大にとどまらず、質的にも様々な変化をもたらしていることが予想される。

第一に、「地域的な拡大」がもたらす自立援助ホームのニーズの差異である。これまで東京都を中心に設立されてきた自立援助ホームが、21都府県・政令指定都市に広がったことで、地域によるニーズの差異が、入所者や支援内容にどう影響してくるか。さらに、同一都・県・政令指定都市に複数箇所の自立援助ホームが設立されたことにより、それぞれの自立援助ホームの役割分担などがなされているのか否かにも注目する必要があるだろう。また、その地域の自立支援に活用できる社会資源（児童養護施設や情緒障害児短期治療施設などの児童福祉施設、医療・保健機関や就労先）の有無やそれとの関係性も検討する必要があるだろう。

第二に、関係性とあわせて自立援助ホームが設立された時期との比較で、地域内の関係機関の認知度、協力関係がどのように支援内容に影響してくるかも課題となるだろう。自立支援に関わるものたちが、自立援助ホームをどう利用しようとするかも、援助内容を規定する要因となるからである。

2. 閉鎖した自立援助ホームの事情

閉鎖した自立援助ホームの存在は、われわれに新たに「なぜそれらの自立援助ホームは閉鎖したのか」という課題を提示した。なぜならば、平成16年度に活動している自立援助ホームのなかにも本年度をもって閉鎖するところがあり、今後もそのような事態を迎える自立援助ホームが存在す

ることが予測されるからである。

閉鎖した 3 箇所の子立援助ホームの閉鎖した事情はそれぞれ異なる。「青雲寮」(兵庫県)は 1994 年に開所したが、翌年「阪神淡路大震災」に見舞われた自治体が、復興支援のための財政難で自立援助ホームへの補助金を打ち切らざるをえなかったことが原因ときく。(2)

甲斐ホーム(1998 年度からは「石川県自立援助ホーム」となる)は、当初「石川方式」といわれる運営形態をとった。甲斐ホームの運営を石川県下の児童養護施設の連合である「養護施設協会」が担い、各児童養護施設は「施設分担金」を支払うこととしたのである。「施設分担金」は各施設が毎年支払うもの(@36万円×8 施設)であり、県・市からの補助金(約 500 万円)、児童養護施設職員などで構成される「支援する会」からの協力金(@6000 円)とあわせて、運営費に大きな割合を占めていた。

閉鎖にいたる経過は、皮肉にもこの「石川方式」といわれる運営形態から生じている。1990 年、これまで県下全施設が担ってきた「施設分担金」の納入率は半減してしまう。『施設分担金』は当面自立援助ホームの運営が軌道に乗るまで」という認識、あるいは根本的に「児童養護施設の子どもは出身施設がアフターケアとして責任を持つべき」という異論が出て、養護施設協会の足並みがそろわなくなったことが原因である。1990 年以降、甲斐ホームの運営主体は養護施設協会からホーム長の所属する法人を含む 4 つの施設代表からなる「自立援助ホーム委員会」に移され、ホーム長の所属する法人が補助金の受け皿となった。

閉鎖にいたった直接のきっかけは、ホーム運営を担ってきた甲斐夫妻の「引退宣言」である。実際の自立援助ホームの運営は、甲斐夫妻の献身的努力によってなされていた。言い換えれば、他のスタッフやボランティアの支援を受けず、一身に担ってきた上での「引退宣言」である。「子どもたちとの厳しく孤独なたたかひの

連続」と「その苦勞を物心両面で支えるべき運営主体のギクシャク」に「ホーム長夫妻の忍耐も限界を超えた」という事情のようである。ホーム長夫妻の引退宣言は、事実上の自立援助ホームの閉鎖を意味した。その理由の第一は、自立援助ホームの建物がホーム長の個人所有であったこと、さらにこの事業を引き継ぐ後継者の不在も、閉鎖にいたる諸要因と考えられる。(3)

また、2004 年度末をもって、青少年と共に歩む会が運営する 3 箇所の子立援助ホームのうち経堂憩いの家が閉鎖する予定である。その事情に関しては「歩む会通信 No59 号(2005 年 2 月 15 日発行)」に経過説明とともに詳しく述べられている。ここは、3 つの寮を中心に寮母 3 人と交代で 3 箇所をまわるスタッフの 5 人のローテーション勤務で、2 人宿直体制を組んできた。今回 1 箇所を閉鎖する事情を要約すれば、厳しいローテーション勤務のもとで、後継者が養成できなかったことが要因となることがわかる。

1993 年に開設されたが 2004 年に閉鎖した「もみの木」、同じく 1993 年開設し 2004 年度末で閉鎖する「やまびこ」に関しては、今回調査できなかった。

注(1)霞台青年寮に関しては、「児童自立支援施策の成立と展開」(長谷川 2004)に詳しいので参照されたい。(長谷川洋昭 平成 16 年度修士論文 日本社会事業大学大学院博士前期課程 2004)

(2) 2005 年 1 月 7 日、全国自立援助ホーム連絡協議会事務局ヒヤリングより

(3) 「石川県自立援助ホームのく死と再生」(安川実)